

# 緊急時の連絡先となる者の変更申出書

令和 年（ 年） 月 日

（あて先）宝塚市長

市営 \_\_\_\_\_ 住宅 号棟 号

（入居名義人）

申出者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

TEL \_\_\_\_\_

宝塚市営住宅管理条例施行規則第8条の規定に基づき、下記のとおり緊急時の連絡先となる者（以下「緊急連絡先」という。）の変更について承認を受けたいので、申出します。

## 記

新緊急連絡先	住 所 〒	
	（フリカゝナ） 氏 名	⑩
	入居名義人 との続柄	
	TEL／携帯番号	
	職業又は勤務先	
旧緊急連絡先	住 所 〒	
	（フリカゝナ） 氏 名	
変更理由		

### 【緊急連絡先の取扱いについて】

- 緊急連絡先は独立の生計を営む者で、市長が適当と認める者でなければならない。
- 緊急連絡先を変更しようとするとき、又は変更しなければならないときは市長に届け出て承認を得なければならない。
- 入居者が死亡、病気、けが、行方不明等の状況となった場合、市は緊急連絡先に対し、入居者の状況について必要な情報を提供することができる。
- 死亡、病気、けが、行方不明等の理由により、入居者がその義務や責任を遂行できない状況にあるとき、市は緊急連絡先に対し、必要な手続きの代行を依頼することができる。
- 入居者が家賃滞納、迷惑行為等の条例違反を繰り返し、市の指導に対し誠意ある対応をとらない場合、市は緊急連絡先に対し、その情報を提供し、市の指導への協力を要請することができる。

### ＜市・指定管理者記入欄＞

指定 管理 者	センター長	確認	PA入力	処理	受付		支払区分	滞納
						住宅	納付書・口座	有・無
						駐車場	納付書・口座	有・無
						分納入金中・分納誓約済・		

決 定	令和 年 月 日	承認します・不承認とします	
課 長	係 長	担 当	合 議

